

電気供給約款 (低圧)

別紙 I (料金表)

《ビジネスプラン》

宮崎電力 株式会社

令和 2 年 9 月 1 日改訂

1. 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用します。

2. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

3. 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

4. 契約容量

契約容量は、送配電事業者の託送約款の定めにより算定された値といたします。

なお、当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

5. 料金

料金は、基本料金、電力量料金および電気供給約款(低圧)別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、電気供給約款(低圧)別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、電気供給約款(低圧)別表2(燃料費調整)(1)二によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、電気供給約款(低圧)別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、電気供給約款(低圧)別表2(燃料費調整)(1)二によって算定された燃料費調整額を加えたものとし、電気供給約款(低圧)別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合は、電気供給約款(低圧)別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)二によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、電気供給約款(低圧)別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を上回る場合は、電気供給約款(低圧)別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)二によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

単位	料金(税込)
1kVA	※個別協議にて決定

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	単位	料金(税込)
最初の120キロワット時まで(第1段階料金)	1kWh	※個別協議にて決定
120キロワット時をこえ300キロワット時まで (第2段階料金)	1kWh	※個別協議にて決定
上記超過(第3段階料金)	1kWh	※個別協議にて決定

6. その他

本別紙に定めのない事項については、電気供給約款(低圧)によるものといたします。

7. この料金表の実施日

この料金表は、令和1年10月1日から実施いたします。